

就学援助申請の受付を開始します

問学務課 ☎963319281

経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、就学費用を援助します。

〔内容〕 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター保護者負担金、学校給食費

〔申込み〕 4月20日(月)～平成28年1月29日(金)に保護者が直接申請してください。5月29日(金)までにはお問い合せください

4月1日(水)から、左記の日時で市役所南側駐車場の使用料に上限額を設定しました。

休日の市役所駐車場使用料 上限額が1000円になりました

問総務管理課 ☎963319134

〔対象となる日時〕 土曜・日曜日、祝日、年末年始の午前0時～午後12時

〔上限額〕 1000円(出場1回につき)

固定資産縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

問資産税課 ☎963319147

越谷市の固定資産税の納税者(免税点未満の方を除く)は縦覧期間中、縦覧帳簿により市内の固定資産の価格を無料で見ることが出来ます。また、固定資産の所有者は縦覧期間中、課税台帳(名寄帳)の写しを閲覧制度により無料で受け取ることが出来ます。縦覧期間中に、ご自身の資産についてご確認ください。なお、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを

受け取ることが出来ます。〔縦覧期間〕 4月1日(水)～6月1日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

税のお知らせ

◆平成27年度分の市・県民税についてお知らせします

平成27年度の市・県民税は、6月から納付をお願いします。また、前年の所得等の記載のある平成27年度(26年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は次のとおりです。

▽普通徴収の方：6月5日(金)から
▽給与からの特別徴収(差し引き)の方：5月14日(水)から
▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方：6月12日(金)から

◆市税の納付は口座振替が便利です

口座振替できる市税は、市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(納期が過ぎた市税は取り扱いできません)

◆国民年金保険料が変わります

4月から、国民年金保険料が月額1万5250円から1万590円に変更されます。

◆学生納付特例申請の手続き

前年度に承認を受け、かつ在学している方は、4月1日(水)から、市役所南側駐車場の使用料に上限額を設定しました。

◆休日納税窓口を開きます

4月5日(日)・19日(日)・5月3日(日)、午前9時～午後3時 囃収納課(本庁舎1階)、国民健康保険課(第二庁舎1階) 囃収納課 ☎963319142、国民健康保険課 ☎963319143

平成27年3月6日に、国土交通省国土地理院が「平成26年全国道府県市区町村別面積調」の結果を発表し、越谷市の面積が、従前の60.31平方キロから、60.24平方キロに変更されました。新しい面積は、平成26年10月1日にさかのぼって適用

市面積が60.24km²に

精度の高いデジタル地図の計測に切りかえたため全国的に面積が変動したもので、越谷市の区域が変わったわけではありません。なお、市の面積の変更は、平成元年の同調査結果発表以来となります。

平成27年度(26年分)の市・県民税は、6月から納付をお願いします。また、前年の所得等の記載のある平成27年度(26年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は次のとおりです。

国保のお知らせ

①仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

平成27年度の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書をお送りします。

また、27年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となる方に仮徴収額変更通知書をお送りします。発送日は、ともに4月16日(水)です。

②納税通知書をお送りします

平成26年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方に、納税通知書と納付書を4月16日(水)に発送します。

③口座振替結果のお知らせを発送します

平成26年度に1度でも国民健康保険税を口座振替された世帯主へ口座振替結果のお知らせを4月10日(金)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。

④国民健康保険課(第二庁舎1階)

22-2番窓口 国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154
22-1番窓口 後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170

⑤国民健康保険課(第二庁舎1階)

22-2番窓口 国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154
22-1番窓口 後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170

平成27年度の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書をお送りします。

⑥納税通知書をお送りします

平成26年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方に、納税通知書と納付書を4月16日(水)に発送します。

⑦口座振替結果のお知らせを発送します

平成26年度に1度でも国民健康保険税を口座振替された世帯主へ口座振替結果のお知らせを4月10日(金)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。

⑧国民健康保険課(第二庁舎1階)

22-2番窓口 国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154
22-1番窓口 後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170

越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

人間ドック検診料の一部を助成します

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	平成27年度に受診した人間ドックの検診料に要した費用で1万円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドックの検査項目に特定健診の基本的な検査項目を含むこと 助成を受ける年度の特定健診または後期高齢者健診を受診していないこと 	
申請方法	1 人間ドックを受診したら申請書に次の書類を添付して申請してください ○検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証 ○検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し(持参するもの) 国保の方…保険証、世帯主の印鑑 後期の方…保険証、受診者の印鑑 市より交付の決定がされたら市指定の請求書により請求してください(持参するもの) 2 国保の方…保険証、世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先銀行口座情報 後期の方…保険証、受診者の印鑑、受診者名義の振込先銀行口座情報	

*人間ドックの助成を受けた年度は、越谷市で実施する特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診することはできません。助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した場合は、助成金を返還していただきます

*申請・請求は市役所へお越しください。出張所、地区センターでは受付できません

問国民健康保険課(第二庁舎1階)
22-2番窓口 国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154
22-1番窓口 後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170